

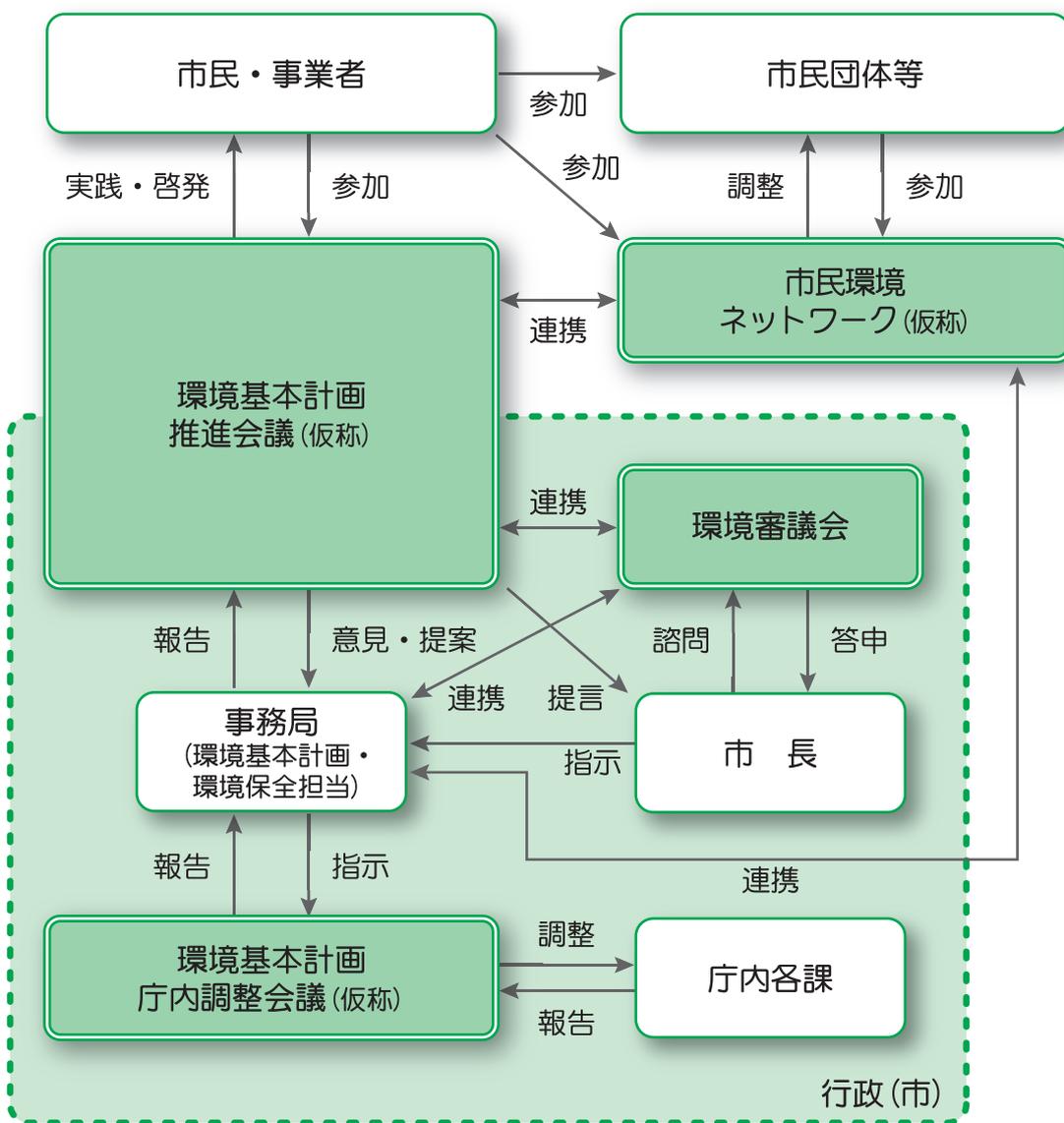
# 第6章 計画の推進体制と進行管理

## 1. 推進体制

本計画は、市民・事業者・行政、その他関係する組織・団体など、さまざまな主体の各自の取り組みと、相互の連携や協働によって推進する必要があります。

本計画の推進体制を、下の図に示しました。中核となるのは、市民・事業者・行政を含めた組織である「環境基本計画推進会議」(仮称)であり、市全体としての計画の進捗状況の把握、課題点および対応策の検討などを行う機能です。このほか、行政内部の調整組織である「環境基本計画庁内調整会議」(仮称)、専門的な見地から計画の達成・進捗状況を点検・評価する「環境審議会」を設置し、それぞれが連携して計画の推進をはかります。

また、さまざまな市民団体などをとりまとめ、団体間の調整・連携をはかるとともに、事業者・行政との協働の窓口ともなる「市民環境ネットワーク(仮称)」を設置します。



推進体制関係図

### (1) 庁内における推進体制

環境に関する施策は、非常に幅広い分野にわたっています。そのため、庁内の担当課を明確化した上で、関連する施策の連携を強化するため、庁内に「庁内調整会議」を設置し、年数回進捗状況の確認と課題の検討を行います。

名 称	庁内調整会議(仮称)
構 成	関係各課
趣 旨	行政の横断的組織として、環境に関する施策・事業を推進するとともに、本計画の進行管理を通じて庁内全体の環境マネジメントを行います。
主な役割	① 各課で取り組む環境に関する施策・事業の総合的な調整・推進 ② 施策・事業の進捗状況の点検・評価と、「環境基本計画推進会議」(仮称)への報告 ③ 一事業者としての率先行動の推進と点検・評価

### (2) 市民・事業者・行政を含めた推進体制

市民・事業者・行政を含めた市全体での進捗状況の確認と評価を行うため、「環境基本計画推進会議」(仮称)を設置します。この会議の結果は広く公表し、市民・事業者などに対して計画の進行状況を広く周知するとともに、一層の協力を呼びかけます。また、年次報告を作成します。

名 称	環境基本計画推進会議(仮称)
構 成	市民代表・事業者代表・学識経験者・行政側担当者など
趣 旨	市民・事業者および行政も含めた、市全体の取り組みを推進するとともに、計画の点検・評価を行います。 また、重点施策の推進と点検・評価も行います。
主な役割	① 市民・事業者・行政の取り組みの調整・推進 ② 市民・事業者への普及啓発や他の取り組みの支援 ③ 計画の達成・進捗状況の点検・評価 ④ 年次報告の作成

### (3) 市民環境ネットワーク(仮称)

「市民環境ネットワーク(仮称)」は、市内全域または各地域において環境保全のための活動を行っている各種団体のとりまとめ、および連絡・調整組織として設置します。環境基本計画の実効的な推進のためには、市民・事業者・行政の連携と協働が重要ですが、この会議が協働の窓口として機能します。

名 称	市民環境ネットワーク(仮称)
構 成	各種団体代表者、行政側担当者など
趣 旨	各種団体をとりまとめる場として、各種団体間および行政との連携と調整をはかるとともに、市民・事業者・行政の協働の窓口となります。
主な役割	① 各種団体間の連携・調整 ② 各種団体などと事業者・行政との連携・調整 ③ 協働で行う事業の推進

#### (4) 環境審議会

「環境審議会」は、安曇野市環境基本条例に基づき設置されるもので、市長の諮問に応じ、「年次報告」の点検・評価を行います。必要に応じて、計画の見直しについての調査・審議を行い、市長へ意見を述べます。

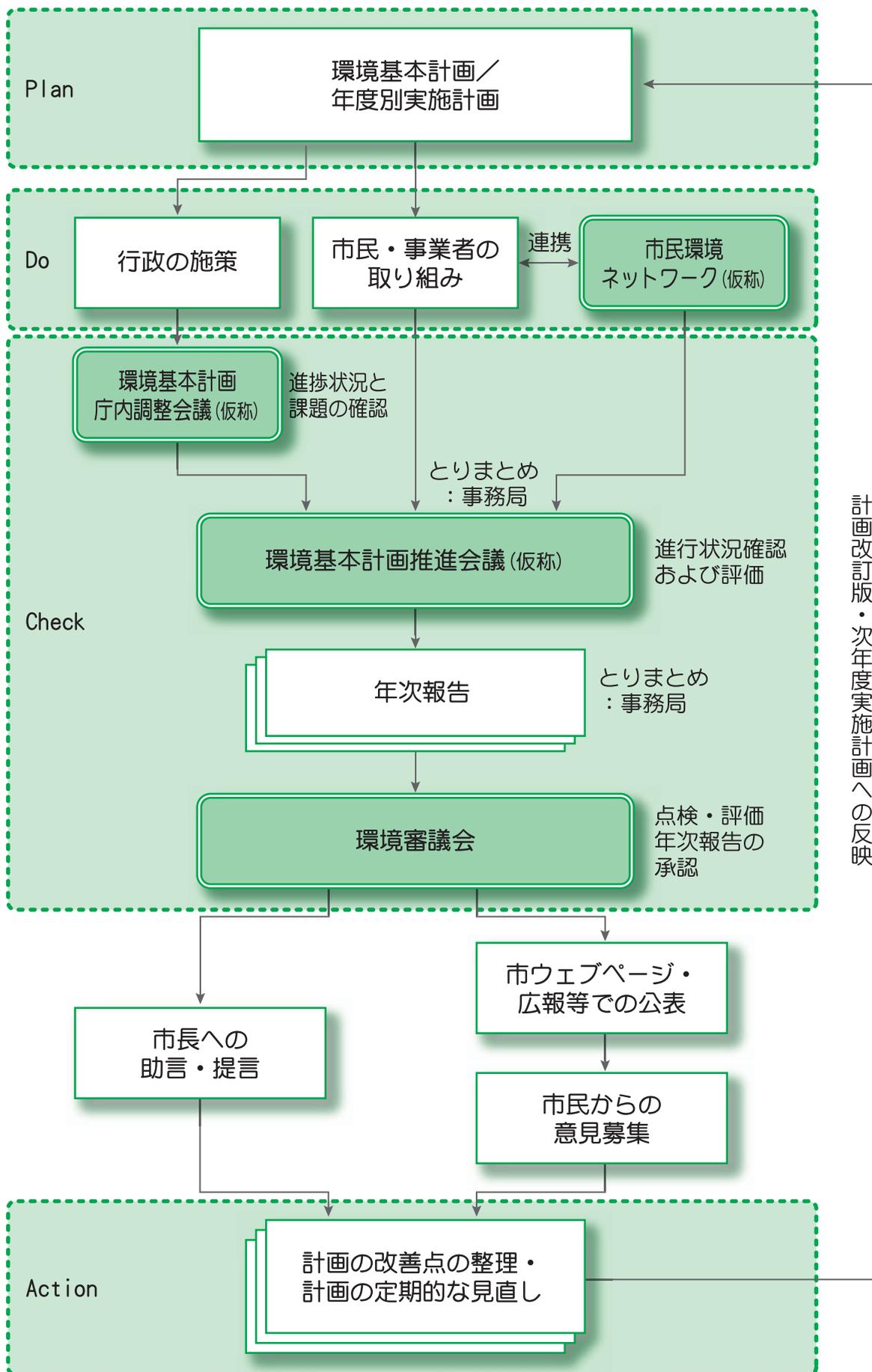
名 称	環境審議会
構 成	公募委員・学識経験者・関係機関代表者など
趣 旨	市全体としての取り組みをまとめた年次報告に対し、専門的見地から目標の達成状況、取り組みの進捗状況の点検・評価を行います。
主な役割	① 計画の年次報告に対する意見の確認 ② 計画の目標達成状況と取り組みの進捗状況の点検・評価 ③ 計画の見直しについての調査・審議

## 2. 進行管理

本計画の進行管理フローを次ページの図に示します。確実な進行をはかるため、庁内においては環境マネジメントシステム(EMS:ISO14001、エコアクション 21 など)の導入も検討します。基本的な流れは、EMS の4つのステップである PDCA サイクル(計画(Plan) → 実行(Do) → 点検・評価(Check) → 改善(Action))にしたがって進行します。

このサイクルは、毎年においては年度別実施計画に基づいた年間の取り組みと進捗状況をまとめた年次報告が基本となります。

また、5年ごとの環境基本計画の見直しもこのサイクルにしたがって進行することになります。



進行管理フロー

### (1) 計画する (Plan)

事務局は、本計画を基盤として年次の実施計画を策定します。2年目以降は、「環境基本計画推進会議」(仮称)の結果である「年次報告」に基づき、「環境審議会」および市民・事業者などの意見から庁内担当各課の年次目標を設定し、年次実施計画を策定します。

### (2) 実行する (Do)

各主体は実施計画に基づき、前項の推進体制に沿って取り組みを進めます。進捗状況については、「環境基本計画推進会議」(仮称)や「環境基本計画庁内調整会議」(仮称)において把握し、調整を行います。

### (3) 点検する・評価する (Check)

事務局は、実施計画に基づき行った取り組みの結果について集約を行い、各会議に報告します。「環境基本計画推進会議」(仮称)では、市全体の取り組みの結果を集約し、「年次報告」を作成します。「年次報告」は「環境審議会」での点検・評価を行うとともに、広く市民・事業者に公表して意見を募ります。

### (4) 見直す・改善する (Action)

事務局は、「環境審議会」での点検・評価結果、および「年次報告」に対して寄せられた意見について対応を検討し、次年度の年次実施計画への反映と、必要に応じて計画の見直しを行います。